

(電子メール施行)
兵高振第1019号
令和6年4月18日

各市立高等学校長 様

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会
理事長 竹内 弘明

令和6年度高校生等資格取得支援事業の実施について

麗春の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、当会の諸事業にご理解とご支援を賜り、感謝申し上げます。

さて、経済的困窮世帯の生徒を対象に、資格取得のための経費の一部を支援する標記の事業を昨年度より実施しておりますが、今年度、対象検定に実用英語技能検定「2級」を追加しました。

つきましては、別添のとおり関係書類を送付しますので、資格取得にチャレンジする生徒への周知につきまして、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

送付書類

- 1 令和6年度高校生等資格取得支援事業実施要項
- 2 様式集（記入例）
 - 【様式1】 高校生等資格取得支援事業申請書（記入例）
 - 【様式2】 扶養申立書（記入例）
- 3 資料
 - 【資料1】 申請・報告の手順
 - 【資料2】 提出書類確認シート
 - 【資料3】 高校生等資格取得支援事業 Q&A

本件照会先

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会
総務課 教育活動支援係 柴田

TEL：078-361-6650

FAX：078-361-6677

E-mail：kshoku06@pure.ne.jp

令和6年度高校生等資格取得支援事業実施要項

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会

1 目的

県内高等学校等に在籍する生徒（経済的困窮世帯）を対象に、資格取得のための経費の一部を支援することにより、修学奨励及び人材育成を図る。

2 対象生徒

県内高等学校等の在籍者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する生徒

(1) 高校生等奨学給付金受給者 ※「高等学校等就学支援金」とは異なります。

(2) 生活保護（生活扶助）受給世帯

(3) 県及び市町村民税所得割非課税世帯

3 対象となる検定試験

検 定	主 催 者
実用英語技能検定 1級・準1級・2級	(公財) 日本英語検定協会
日本漢字能力検定 1級・準1級	(公財) 日本漢字能力検定協会
実用数学技能検定 1級・準1級	(公財) 日本数学検定協会
応用情報技術者・基本情報技術者	独立行政法人 情報処理推進機構
日商簿記検定 1級・2級	日本商工会議所
第三種電気主任技術者・第一種電気工事士	(一財) 電気技術者試験センター
危険物取扱者 甲種・乙種4類	(一財) 消防試験研究センター
技能検定 2級	都道府県職業能力開発協会

★実用英語技能検定2級を追加しました。
(令和6年度から3年間)

4 支援金額等

支援は年度内1回限りとする。

(単位：円)

検 定	受験料	支援金額	検 定	受験料	支援金額
実用英語技能検定 1級	12,500	6,000	実用英語技能検定 準1	10,500	5,000
実用英語技能検定 2級	9,100	5,000	日本漢字能力検定 1級	6,000	3,000
日本漢字能力検定 準1級	5,500	3,000	実用数学技能検定 1級	8,500	4,000
実用数学技能検定 準1級	7,300	4,000	応用情報技術者	7,500	4,000
基本情報技術者	7,500	4,000	日商簿記検定 1級	8,800	4,000
日商簿記検定 2級	5,500	3,000	第三種電気主任技術者	8,100	4,000
第一種電気工事士	11,300	6,000	危険物取扱者 甲種	7,200	4,000
危険物取扱者 乙種4類	5,300	3,000	技能検定 2級	21,300	11,000

5 申請等の手続

生徒又は保護者の方が申請してください。

※学校を通じての申請、個人での申請のどちらでも可です。

(1) 申請に必要な書類を揃え、提出（郵送・持参）する。

【提出書類】

当会HP https://pure.ne.jp/syougaku/shien2_shikaku.html
の資料1、資料2の指示にしたがって、申請に必要な書類を作成
してください。



QRコードから
読み取れます。

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| ① 所得を証明する書類（写し可） | } 2 対象生徒の要件
を証明する書類 |
| ② 扶養関係を証明する書類（該当者のみ）（写し可） | |
| ③ 申請書（様式1） | |
| ④ 通帳またはキャッシュカードの写し | |
| ⑤ 生徒証の写しまたは在学証明書 | |
| ⑥ 検定試験の受験票の写し | |

【提出先】

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁第1号館別館1階
公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 総務課 教育活動支援係
TEL 078-361-6650 FAX 078-361-6677

【提出期限】

令和6年3月28日（金）まで（消印有効）

- ・提出書類の審査を経て、支給決定通知書を申請者・保護者に送付します。
- ・指定の金融機関口座に支援金を振り込みます。

(2) 検定結果の報告

- ・検定結果のわかるものを画像形式（jpg等）やPDFにして、メールで当会まで提出してください。
- ・メールで提出できない場合は、郵送または持参により提出してください。
- ・申請時に検定結果を提出した場合は、再度提出する必要はありません。

6 その他

この要項に定めるもののほか、この事業の施行に必要な事項は、別途当会が定めるものとする。

本件照会先

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会
総務課 教育活動支援係 柴田
TEL：078-361-6650
FAX：078-361-6677
E-mail：kshoku06@pure.ne.jp

高校生等資格取得支援事業 申請・報告の手順

*申請の手順は以下のとおりです。不明な場合は、当会までご照会ください。

I 申請 (生徒・保護者→教育振興会)

申請に必要な書類

※資料 2 も参照してください。

手順 1 支援金の受給対象者であることの確認

下記 (1) ~ (3) の区分に応じ、必要な書類を提出してください。

※提出書類は「写し (コピー)」でも結構です。

(1) 高校生等奨学給付金受給者

最新の〈高校生等奨学給付金支給決定通知書〉 9 月ごろから在籍校より通知があります。

※「高等学校等就学支援金」とは異なりますので、ご注意ください。

(2) 生活保護 (生活扶助) 受給世帯

〈生活保護受給証明書〉 居住地の役所 (福祉課) で申請すれば即日発行されます。

※発行日が令和 5 年 7 月 1 日以降の証明書が必要です。

(3) 県及び市町村民税所得割非課税世帯 (所得割 0 円)

〈課税 (非課税) 証明書〉 居住地の役所で申請すれば即日発行されます。

または

〈納税通知書〉 6 月ごろ居住地の役所より家庭に届きます。

※いずれの場合も親権者全員分が必要です。

手順 2 扶養関係を証明する書類の準備 (「写し (コピー)」でも結構です)

(1) 高校生等奨学給付金受給者 扶養関係を証明する書類は必要ありません。

(2) 生活保護 (生活扶助) 受給世帯 扶養関係を証明する書類は必要ありません。

(3) 県及び市町村民税所得割非課税世帯 (所得割 0 円)

ア 親権者が 2 人の場合

〈生徒本人の健康保険証〉

※ただし、健康保険証が「国民健康保険証」の場合は、様式 2「扶養申立書」も提出してください。

イ 親権者が 1 人の場合

(ア)「課税証明書」等に「寡婦 (夫)、ひとり親等の記載がある場合

〈生徒本人の健康保険証〉

※ただし、健康保険証が「国民健康保険証」の場合は、様式 2「扶養申立書」も提出してください。

(イ)「課税証明書」等に「寡婦 (夫)、ひとり親等の記載がない場合

〈生徒本人の健康保険証〉および〈生徒本人の母子家庭等医療費受給者証〉

※ただし、健康保険証が「国民健康保険証」の場合は、〈生徒本人の母子家庭等医療費受給者証〉にかえて、様式 2「扶養申立書」を提出してもかまいません。

手順 3 申請書類の作成（様式は当会 HP からダウンロードできます）
様式 1（高校生等資格取得支援金申請書）

手順 4 口座番号を確認するための書類の準備
「通帳」または「キャッシュカード」の写し（コピー）

手順 5 在籍を確認するための書類の準備
生徒証の写し（コピー）または在学証明書
在学証明書は学校の事務室に申請すれば発行してもらえます。時間がかかることもあるので、早目に申請しておきましょう。

手順 6 検定試験の受験票の写し（コピー）
検定名、受験級、受験者名、受験番号、受験日等必要な情報がはっきりわかるようにコピーしてください。

手順 7 申請書類の提出
以下の書類を郵送または持参で提出してください。

- ① 所得を証明する書類（写し可）
- ② 扶養関係を証明する書類（該当者のみ）（写し可）
- ③ 申請書（様式 1）
- ④ 通帳またはキャッシュカードの写し
- ⑤ 生徒証の写しまたは在学証明書
- ⑥ 検定試験の受験票の写し

※サイズの小さい書類は、A4サイズの用紙にまとめて貼付するなどして紛失しないように留意してください。

Ⅱ 審査・支援金給付（教育振興会→生徒・保護者）

*申請書等の記載内容を審査し、申請者（生徒・保護者）に「審査結果」を通知します。
給付決定者には申請された指定の口座に支援金を給付します。

Ⅲ 報告（生徒→教育振興会）

*検定結果をすみやかに当会に報告してください。
検定結果を表すものを画像形式（jpg 等）や PDF にして、メールで当会まで提出してください。
メールが利用できない場合は、郵送または持参により提出してください。
*申請時に検定結果を提出していただければ、報告の必要はありません。

本件照会先

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会
総務課 教育活動支援係 柴田
TEL：078-361-6650
FAX：078-361-6677
E-mail：kshoku06@pure.ne.jp

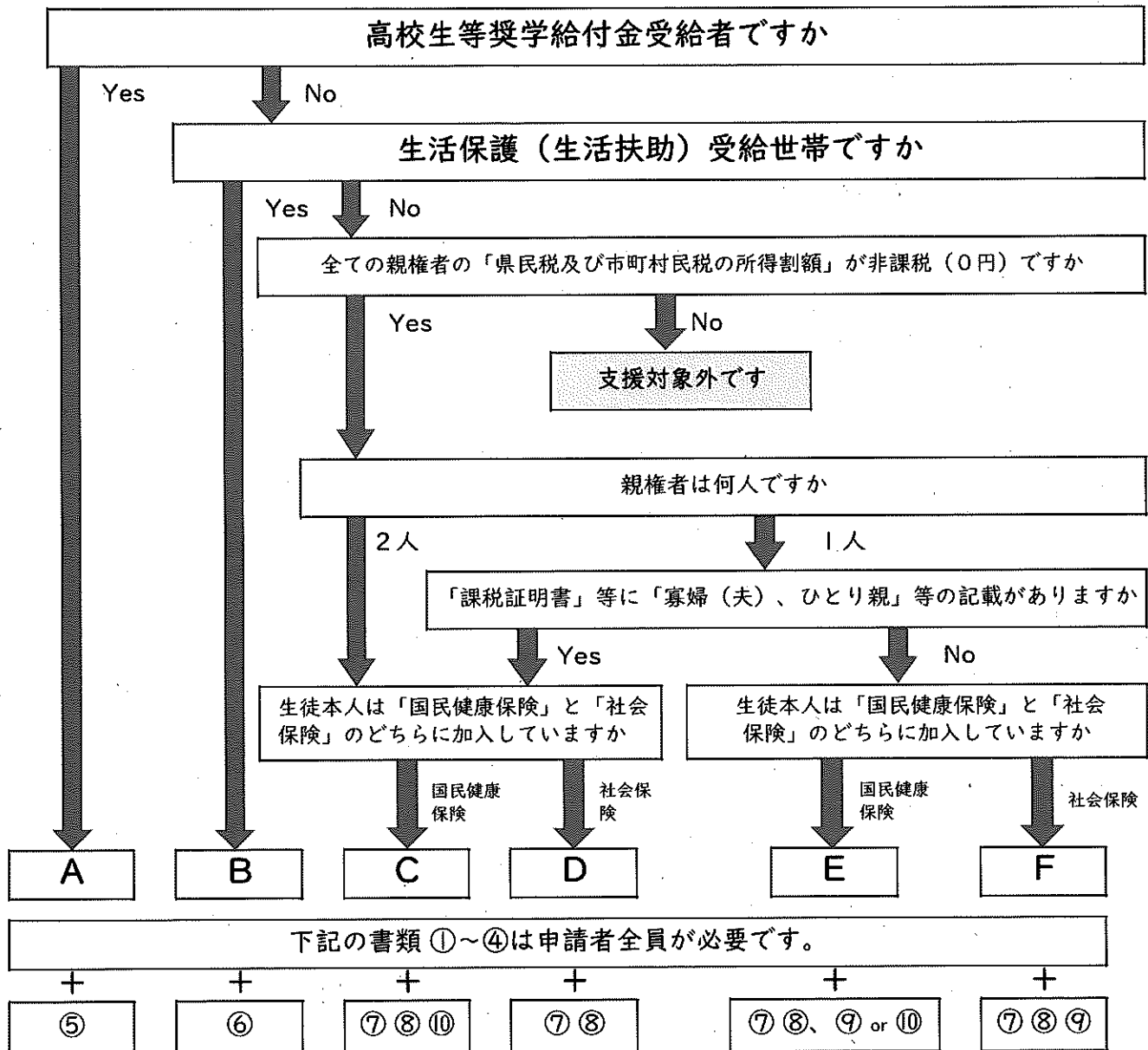
高校生等資格取得支援事業 提出書類確認シート

資料 2

申請に必要な書類（下記①～⑩）を確認してください。

※（様式 1）高校生等資格取得支援金申請書に記入欄（添付書類）があります。

下の A～F のどれに該当するのか確認し、必要となる申請書類を提出してください。



必要書類一覧

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| ① 高校生等資格取得支援金申請書（様式 1） | } 申請者全員必要です |
| ② 「振込先口座の通帳またはキャッシュカード」の写し | |
| ③ 生徒証の写しまたは在学証明書 | |
| ④ 検定試験の受験票の写し | |
| ⑤ 高校生等奨学給付金支給決定通知書の写し | |
| ⑥ 生活保護受給証明書（「生活扶助」の記載があるもの）（写し可） | |
| ⑦ 課税証明書（親権者等全員分）等（「納税通知書」も可）（写し可） | |
| ⑧ 「健康保険証」（生徒本人分）の写し | |
| ⑨ 「母子家庭等医療費受給者証」（生徒本人分）等の写し | |
| ⑩ 扶養申立書（様式 2） | |

※ 書類は全て申請時において有効期限内のものを提出ください。

*想定される質問とその回答をお知らせします。

1 支援対象の検定

Q.1 支援対象の検定はどのように決定したのですか。

A.1 高校生等を対象とした資格取得検定はたくさんありますが、その中で各分野において多くの生徒が受験すると考えられる検定を選びました。高い目標設定にしてあるのは、資格取得に意欲的に取り組んでいる生徒を支援するためです。

2 支援対象の生徒

Q.2 どの生徒が支援対象の要件に該当しているのか把握できないことがあります。どうすればよいでしょう。

A.2 基本的には、生徒個人による申込申請です。教室等に掲示して、本事業の概要をお知らせください（送付しました書類の掲示・配付等）。その後、事業の要件に該当する生徒より申込の申請があれば対応していきます。

また、事務室は生徒家庭の経済状況が把握できているので、確認してもらえればと思います。

Q.3 生徒は県内の高等学校に在籍しているのですが、保護者が県外に在住しています。支援の対象になりますか。

A.3 支援の対象となります。

Q.4 今年度2年生で支援を受けるつもりですが、来年度3年生でも再度の支援は受けられますか。

A.4 在籍中は、1年度に1回ずつ支援を受けることができます。

3 申請手続き

Q.5 申請に期限はありますか。

A.5 受験に係る申請は、検定前であっても検定後であっても大丈夫です。令和7年3月28日（金）までに当会に届いたもの（消印有効）を受け付けます。

Q.6 高校生等奨学給付金受給者なのですが、支給決定通知書は昨年度のものでもよいのですか。

A.6 高校生等奨学給付金の決定は10月ごろ学校から通知があります。それ以降の受験であるならば、令和6年度（内容は令和5年度分）の通知書、10月以前の受験であるならば令和5年度（内容は令和4年度分）の通知書を利用してください。

Q.7 生活保護受給世帯なのですが、発行日が令和5年6月以前の生活保護受給証明書ではダメですか。

A.7 「発行日が令和5年6月以降の生活保護受給証明書」としているのは、令和5年度及び令和6年度の家庭状況を反映させるためです。通例、公的な証明書は毎年6月頃に更新されるため、6月以前の書類ならばこの場合令和4年度の状況になってしまうため、条件から外れます。

Q.8 「県及び市町村民税所得割非課税世帯」に該当するのはどのような世帯ですか。また、申請の際にはどのような書類の提出が必要ですか。

A.8 保護者等全員の県及び市町村民税の所得割が非課税（0円）である世帯です。「課税（非課税）証明書」または「納税通知書」のいずれかのコピー（写）を親権者（親）全員分提出してください。

Q.9 「扶養関係を証明する書類」とはどのようなものですか。

A.9 生徒本人の「健康保険証」および「母子家庭等医療費受給者証」等です。ただし「国民健康保険証」の場合、様式3「扶養申立書」が必要になる場合があります。

Q.10 実施要項の4 支援金額等に「支援は年度内1回限りとする。」とありますが、わかりやすく説明してください。

A.10 受験しようとする検定試験は通例年2～3回実施されますが、申請は1回ということです。様々な検定がありますが、申請できるのは「1つの検定1回だけ」です。年度がかわれば、また「1つの検定で1回だけ」申請できます。

なお、「年度」の考え方ですが、令和6年度に申請できるのは、令和6年度中（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）に受験する（した）ものに限ります。例えば、令和6年3月（令和5年度）に検定申込みをしても4月1日以降に受験する場合は、令和6年度の申請となります。

Q.11 検定試験に合格しなければ申請できないのですか。

A.11 本事業の目的は、「資格取得のための経費の一部を支援することにより、修学奨励及び人材育成を図る」ことであり、資格取得に向けてがんばることが大切だと考えています。試験結果（可否）は問いません。

4 報告書

Q.12 報告はどのようにすればいいですか。

A.12 形式は自由です。検定結果がわかる書類等をJPEGやPDF等の形式で下記のアドレスにメール送付ください。報告は検定結果の発表後速やかをお願いします。
メールが利用できない場合は紙で郵送または持参によりお願いします。

送付先 E-mail : kshoku06@pure.ne.jp

※高校生等資格取得支援事業に関することでしたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

兵庫県高等学校教育振興会 総務課 教育活動支援係 担当：柴田
TEL 078-361-6650